平成30年3月19日

規則第12号

改正 令和3年3月25日規則第10号

大野市公共工事の前金払に関する規則(平成18年規則第1号)の全部を次のように改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定による公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事(法第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。)に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び割合)

- 第2条 前条に規定する公共工事については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、前金払をすることができる。この場合において、当該割合を乗じて得た額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 土木建築に関する工事 (次号に掲げるものを除く。) で、契約金額が1件200万円以上 のもの 当該契約金額の100分の40に相当する額
 - (2) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査若しくは土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量で契約金額が1件200万円以上のもの 6,000万円を限度として当該契約金額の100分の30に相当する額(中間前金払)
- 第3条 前条の規定により前金払をした公共工事(土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査若しくは土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量を除く。)で、次の各号のいずれにも該当するときは、次項に規定する範囲内で既にした前金払に追加して前金払(以下「中間前金払」という。)することができる。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 中間前金払の額は、請負代金の額の100分の20に相当する額(その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、前払金との合計額が当該請負代金の10分の60を超えないものとする。

(中間前金払に係る認定)

- 第4条 請負者が中間前金払の請求をしようとするときは、中間前金払に係る認定申請書(様式 第1号)に大野市工事請負契約約款第11条の工事履行報告書その他必要書類を添付して、契 約担当者(大野市契約規則(平成9年規則第8号)第2条第3号に規定する契約担当者をいう。 以下この条において同じ。)に提出するものとする。
- 2 契約担当者は、前項の申請を受けたときは、原則7日以内に申請内容を審査し適正であると 認めたときは、認定調書(様式第2号)を交付するものとする。

(保証証書の寄託)

- 第5条 第2条の前金払及び第3条の中間前金払を受けようとする者は、保証事業会社と法第2 条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証証書を市長に寄託しなければならない。 (前払金の返還)
- 第6条 市長は、第2条の前金払及び第3条の中間前金払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。
 - (1) 保証事業会社との間の保証契約を解約したとき。
 - (2) 当該公共工事の契約を解除したとき。
 - (3) 前払金を当該公共工事に要する経費の支払以外の目的に使用したとき。
 - (4) 当該公共工事の契約に基づく義務を履行しないとき。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において締結されている公共工事の請負の契約については、なお従前の 例による。

附 則(令和3年規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

認定申請書

年 月 日

大野市長 様

(請負者)

住 所 商号又は名称 代表者氏名

大野市工事請負契約約款第34条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を申請します。

記

契 約 日 年 月 日

工 事 名

 工
 期
 着工
 年
 月
 日

 完成
 年
 月
 日

工事場所

請負代金額

認定調書

契約の相手方												
工	事	名										
Н		期	着工	年	月	日		完成	年	月	日	
請負	負代金	金額										
摘		要										
上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。												
			年	三月	日							
								j	大野市長		Ē	印